

# 仕様書

- 1 件名 令和6年度自治協力団体視察研修業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和6年6月25日（火）から令和6年6月26日（水）まで
- 3 支払方法 業務完了払
- 4 委託内容 令和6年度自治協力団体視察研修に係る業務

## 【視察日程】（予定）

### 第1日：6月25日（火）

- 7時00分 草加市役所に配車
- 7時30分 草加市役所 出発  
八潮南 I C  
八王子 J C T  
諏訪南 I C
- 11時30分 昼食（長野県茅野市内） 到着
- 12時15分 昼食 出発  
諏訪 I C  
駒ヶ根 I C
- 13時15分 長野県駒ヶ根市 到着（研修：通いの場について）
- 14時30分 駒ヶ根市内 見学
- 15時45分 駒ヶ根市 出発  
駒ヶ根 I C  
諏訪 I C
- 16時45分 宿泊先（上諏訪温泉） 到着

### 第2日：6月26日（水）

- 8時30分 宿泊先に配車
- 9時00分 宿泊先 出発
- 9時15分 諏訪大社下社秋宮 見学
- 9時45分 諏訪大社下社秋宮 出発  
諏訪 I C  
一宮御坂 I C
- 11時30分 昼食（山梨県内）
- 12時15分 昼食 出発
- 12時30分 見学（山梨県内）
- 13時15分 見学 出発  
一宮御坂 I C  
八王子 J C T  
八潮南 I C
- 16時30分 草加市役所 到着

#### ※設定

- ・ 旅程の総距離は570 k m
- ・ 2日間の総時間21時間45分  
  ※点検点呼計4時間含む
- ・ 上記に自社のバス車庫までの距離と時間を加算して積算すること

## 【算出方法】

- (1) バス運行費用一式（バス借上費、燃料費）
- (2) バス運行その他の諸費用一式（有料道路料金・駐車場料金・乗務員宿泊費・食事代・添乗員費その他バス運行に関する費用を含む。）
- (3) 宿泊費（1泊2食）  
宿泊先としては、「信州・上諏訪温泉 RAKO華乃井ホテル」長野県諏訪市高島2-1200-3（仮予約済）を基本とするが、同等宿泊先以上で積算する場合は、あらかじめ担当者へ別紙同等宿泊先規格確認票により了解を得ること。  
なお、部屋は4人1組（定員マイナス1～2名）を基本とする和室利用（10畳以上）とするが、余裕のある人員配置に努め、参加者が快適に宿泊する環境について努力をすること。  
※参考：令和5年度の宿泊人数及び部屋数（55名／14部屋）
- (4) 第1日及び第2日の昼食代  
昼食は、両日とも1,650円（税込）程度にすること。昼食会場の選定は担当者と協議すること。
- (5) 入札に当たっては、予定参加人員は70名とし、1名当たりの単価で算出することとする。ただし、視察の実施に当たり、参加者が70名に大幅に満たなかった場合もしくは大幅に上回った場合は、支払額については担当課と協議すること。
- (6) 入札に当たっては、入札日の3日前までに部屋数、食事の内容（パンフレット等）、バスの形態を記載した書類を提出し、担当課の承諾を受けること。

## 【委託条件】

- (1) 乗務員は、バス1台につき運転手のほかにガイド1名とする。
- (2) 添乗員は、1名以上同行するものとする。
- (3) コース中の休憩・昼食場所及び配車時刻、2日目の見学地等については、担当課と協議の上、決定するものとする。
- (4) 乗務員・添乗員の食事、宿泊等についても全て委託に含める。
- (5) 大型バス（正座席45席程度の空調設備完備車で、特殊車両を除く。）2台以上とする。補助席は使用しないものとする。
- (6) 往路、復路ともに移動は優先的に有料道路を使用し、原則として最短時間のコースをとるものとする。
- (7) 交通規制に伴う通行許可申請は、受託者の責任において行う。
- (8) 宿泊施設は、第1日 16時45分までに到着可能なものとし、長野県諏訪市に所在するものとする。また、100名程度収容可能な部屋（宴会場は椅子席）にて、夕食をとれるものとする。
- (9) 感染拡大防止に際し、国土交通省官公庁における「新しい旅のエチケット」等を遵守すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、関係者が協議して決定するものとする。

## 5 その他

- (1) 本仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 入札に関し、「新たな貸切バスの運賃・料金について（令和5年8月25日国土交通省、関東運輸局公示）」を適用し、積算価格の内訳を提出すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

## 6 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課  
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先  
草加市役所 みんなでまちづくり課 雨宮・萩原  
電話048（922）0796（直通）